

プレスリリース
シティグループ・インク
2008年10月6日

**シティ、ワコビア及びウェルズ・ファーゴを、
害意に基づく契約違反及び不法行為上の妨害で提訴する**

シティは600億ドルを超える損害賠償を請求

ニューヨーク — シティは、本日、ワコビア及びウェルズ・ファーゴ並びにその両社の取締役を提訴したことを発表しました。ニューヨーク州地方裁判所（Supreme Court）に対し、10月4日土曜日に訴え、本日提出された訴状において、シティは、ウェルズ・ファーゴに対し、シティのワコビアとの契約の不法行為上の妨害に基づき、200億ドルを超える損害賠償及び400億ドルを超える懲罰的損害賠償を求めています。シティは、ワコビアに対しては、当該契約のワコビアの害意に基づく違反を理由として、賠償を求めています。

シティは次のように述べました。「シティは7日前、市場が開くのに先立ち、政府からウェルズ・ファーゴがワコビアから撤退した後のワコビアの救済支援の要請を受け、それに応じる旨合意しました。これは、シティがまさに必要としている取引というよりは、むしろシティが希望する取引なのです。我々はこの取引、そしてこの取引による金融システムの安定の維持と共に、シティとワコビアの顧客と株主にもたらされる利益について非常に強い期待をもっており、それは今でも変わりません。シティ・ワコビア間の取引は、ワコビア、ウェルズ・ファーゴ、そして両社の役員、取締役や外部顧問による不正行為によって覆されていないならば、10月3日金曜日に調印され、発表されるはずでした。」

9月29日、シティ及びワコビアは共に、シティがワコビアの全ての銀行子会社を取得することについて基本合意に達したことを発表しました。ワコビア、ウェルズ・ファーゴ間の取引が発表された時、シティは連邦預金保険公社（FDIC）の支援を受けたワコビアとの間のオープン・バンク取引を完了するために必要な契約の最終合意に向けて調整していました。発表日以来、シティはワコビアに対して流動性及び市場におけるサポートを提供してまいりました。シティは、ワコビアとの契約がシティとワコビアのそれぞれのステークホルダーのために双方の組織の能力を強力なものにすると確信しており、かかる契約を締結することを従来通り望んでいます。

9月29日のシティ及びワコビア間の合意がなければ、ワコビアは翌日破綻し、その持株会社によって発行された社債は暴落していたはずであり、これらは潜在的には金融市場の安定性及び安全性に対し、壊滅的な影響を及ぼしかねないものでした。

###

シティ

シティは、約2億の顧客口座を有し、世界100カ国以上に展開する世界有数のグローバルな金融機関です。顧客、企業、政府及び機関投資家を対象として、個人向け銀行業務、消費者金融、法人・投資銀行業務、証券業務、資産管理の分野において、幅広い金融商品やサービスを提供しています。

シティの主要なブランドには、シティバンク、シティファイナンシャル、プライメ리카、スミス・バーニー、バナメックス及び日興が含まれます。詳しくは、www.citigroup.com又はwww.citi.comをご覧ください。

本発表に関する日本国内の連絡先：
シティグループ・インク代理人
長島・大野・常松法律事務所
弁護士 杉本文秀
電話：03-3511-6133（直通）